

千曲市犯罪被害者等日常生活支援助成金について

市では、犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者の方及びその家族が、日常生活を営む上で必要な民間又は公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成し、平穏な日常生活を取り戻せるよう回復と軽減を図ります。

対象となる犯罪被害

・国内における殺人、強盗致死傷、傷害、危険運転致死傷、過失運転致死傷などの犯罪行為 による死亡または重傷病

※重傷病とは、1か月以上の療養かつ3日以上入院を要する傷病

対象となる犯罪被害者

・千曲市民であって以下のいずれかに該当する方

・犯罪被害者 ・遺族 ・犯罪被害者の家族

※遺族・家族とは、配偶者（事実上の婚姻関係を含む）および2親等以内の親族

対象となるサービスと支援上限額

家事・育児・介護

1時間 5,000円（上限72時間）

- ①家事援助…
調理、洗濯、清掃、買い物など
- ②育児援助…
保育園・幼稚園の送迎や育児補助など
- ③介護援助…
見守り、食事介助、排せつ介助など

転居

1回 200,000円（上限2回）

カウンセリング

1回 5,000円（上限10回）

配食

1人1日 1,000円
（利用の初日から起算して30日以内）

報道対応

上限 230,000円

一時保育

1回 2,800円（上限10回）

弁護士相談

1回 5,000円（上限3回）

※いずれの助成金も令和7年4月1日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害が対象。

申請の期限

- ・犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以内
(精神疾患である場合は、医師の診断があった日から1年以内)

申請に必要な書類

- ①交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②犯罪被害申告書(様式第2号)
- ③死亡診断書・死体検案書など
- ④住民票の写しなど
- ⑤戸籍の謄本または抄本など
- ⑥振込口座の写し
- ⑦領収書、契約書など
- ⑧被害者と事実上の婚姻関係の場合、その事実を認めることができる書類
- ⑨代理人申請を行う場合、代理人であることを証明する書類

一般的な必要書類を記載しています。場合により、提出の必要のない書類もありますので、詳しくは、事前相談の際に相談窓口でお問い合わせください。

請求の流れ



助成の対象外となる場合

- ・犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実婚を含む)があった場合
- ・犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合またはその責めに帰すべき行為があった場合
- ・犯罪被害者、遺族又は家族が暴力団員又は暴力団等と密接な関係を有する者であった場合
- ・その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと思われる場合

助成金の返還を求める場合

- ・助成金の交付の資格を有しないことが判明したとき
- ・偽りその他の不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき

犯罪被害者等総合相談窓口(千曲市役所 健康福祉部 人権政策課)

電話: 026-273-1111 (内線4121) FAX: 026-273-8787

メール: jinkenseisaku@city.chikuma.lg.jp